

# あきる野市後期基本計画 (案)

あきる野市

# 目次

## I 総論

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| 第1節 | 目的及び期間   | 1 |
| 第2節 | 基本指針     | 2 |
| 第3節 | 計画の構成と体系 | 3 |

## II 各論

### 第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして（都市整備分野）

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第1節 | 快適でゆとりある都市づくりの推進 | 4 |
| 第2節 | 緑豊かで良好な都市景観の形成   | 6 |
| 第3節 | 安全で利便性の高い都市基盤の充実 | 7 |

### 第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして（産業振興分野）

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 地域特性を活かした産業誘致の促進        | 10 |
| 第2節 | 活力ある商業の振興               | 12 |
| 第3節 | あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興 | 14 |
| 第4節 | 消費志向に合わせた都市型農業の推進       | 16 |
| 第5節 | 自然と調和した林業の育成            | 18 |

### 第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして（生活環境分野）

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1節 | 安全な暮らしを守る地域づくりの推進     | 20 |
| 第2節 | 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成 | 22 |
| 第3節 | 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築  | 23 |
| 第4節 | 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進    | 25 |

### 第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして（保健福祉分野）

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 高齢者が安心して生活できる福祉の充実           | 28 |
| 第2節 | 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実     | 31 |
| 第3節 | 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実 | 34 |
| 第4節 | 子どもを安心して産み育てられる環境の整備         | 37 |
| 第5節 | 総合的な地域福祉の推進                  | 40 |

### 第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして（教育・文化分野）

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第1節 | 人権尊重教育の推進           | 42 |
| 第2節 | 生涯学習社会の振興           | 43 |
| 第3節 | 青少年の健全育成の推進         | 45 |
| 第4節 | 個性を生かす学校教育の充実       | 47 |
| 第5節 | 社会教育推進体制の整備         | 50 |
| 第6節 | 文化・スポーツ・レクリエーションの振興 | 53 |

### 第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～（行財政分野）

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 財政運営の健全化    | 55 |
| 第2節 | 行政体制の効率化    | 57 |
| 第3節 | 組織・人事体制の活性化 | 59 |
| 第4節 | 市民参加の推進     | 60 |
| 第5節 | 広域行政の推進     | 62 |

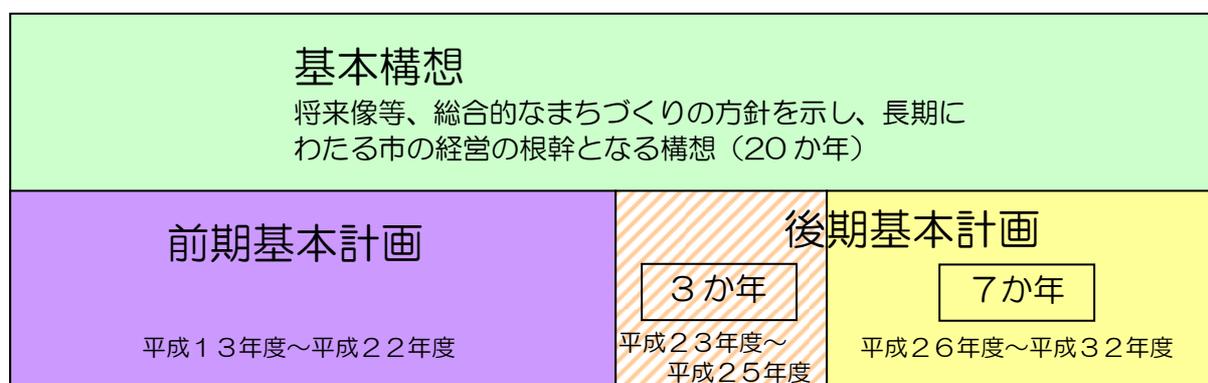
# I 総論

## 第1節 目的及び期間

### 1 計画の目的及び位置付け

「あきる野市総合計画 後期基本計画」は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である「あきる野市総合計画 基本構想」（平成13年（2001年）3月策定）に基づき、将来都市像である「人と緑の新創造都市」の計画的な実現に向けて、基本構想の目標年次である平成32年度（2020年度）を見据え、社会経済情勢や財政状況、また、行政改革の取組による成果を踏まえつつ、施策展開を図るため、後期の10か年の当初3か年の期間について、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画です。

なお、後期の計画期間のうち、平成26年度（2014年度）以降の7か年についての計画は、改めて策定することとします。



### 2 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とします。

なお、平成26年度（2014年度）から平成32年度（2020年度）までの7か年の計画については、施策の実施状況、社会経済情勢、行財政制度、地方分権の状況等を勘案しながら、平成25年度（2013年度）に策定します。

## 第2節 基本指針

全ての生き物は、自然の恵みの中で生きています。このかけがいのない自然を享受し、継承する中で、心の豊かさや安らぎを得ることができるといっても過言ではありません。

物質的な豊かさのみを追求するのではなく、心の豊かさを大切にしながら、自然との共生をテーマにまちづくりに取り組んでいきます。

現在、地方自治体には、世界的な課題となっている地球温暖化防止や生物多様性の保全などに対する積極的な取組が求められています。

また、地震や気候変動に起因すると思われる自然災害、超高齢社会への対応など行政だけではなく市民と協力しながら取り組まなければならない課題も増えています。

さらに、従来の市民ニーズに加え、これら多様化する課題に的確に対応できるようにするためには、行政力の強化は欠かすことができません。

一方、生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図ることが必要であることから、東京都との連携により秋川高校跡地や武蔵引田駅周辺地区等の新市街地における計画的な企業立地の誘導が不可欠です。

このようなことを踏まえ、次の「環境都市あきる野の実現」「協働のまちづくり」及び「行政改革の更なる推進」を、後期基本計画を策定するに当たっての基本指針とします。

### 1 環境都市あきる野の実現

清れつな川の流れやその源である清閑な里山や森林は、あきる野市の財産であり、後世に引き継いでいかなければなりません。また、森林、里山、田畑、河川は、それぞれが密接に関連しており、生態系全体を通じた生物多様性の保全が重要です。

そのため、豊かな自然環境と人とが共生し、持続的発展が可能な社会を形成するため、環境対策への総合的な取組を進めます。

平成22年3月に「あきる野市郷土の恵みの森構想」を策定し、全国の市町村では初めての取組となる「森林レンジャーあきる野」を発足するなど、地域、企業、自治体が協働の下、生物多様性保全や地球温暖化防止にもつなげる自然の保全・活用を推進しています。

さらに、安全で健全な生活環境を守り残すため、残土の埋立てや樹林地の開発を抑制し、自然環境を保全する取組を市民・事業者とともに推進します。

このように、協働、共生、保全を基本姿勢に、「豊かな緑に恵まれた東京のふるさと」を守り、育て、環境都市あきる野の実現をめざします。

### 2 協働のまちづくり

自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという、普遍的な住民自治の精神の下、災害や犯罪に強いまちづくりを市民と行政が協働して進めていくための母体となる、防災・安心地域委員会が市内の7つの地域で発足し、活発な活動を始めています。

地震や風水害、火災などの災害に備えるとともに、超高齢社会に対応するため、地域防災リーダーの育成や高齢者の見守りなど、各地域の委員会が中心となる活動に対して積極的な支援を行うなど、「自主・自立の精神の下、安心して暮らせるまち」をめざします。

### ③ 行政改革の更なる推進

平成22年6月には地域主権戦略大綱が閣議決定されるなど、今後、地方の責任と権限はますます高まり、質、量ともに行政力の強化が求められます。

現在、平成24年までの3か年を計画期間とする、「第2次あきる野市行政改革推進プラン」に基づき、59の推進項目に取り組んでいますが、これまでの行政改革の取組により財政指標においても一定の成果が表れています。

引き続き、経費の削減、歳入の確保、効果的な施策の展開を図るなど、身の丈に合った自治体経営のために更なる行政改革を推進し、「新たな時代のニーズに柔軟に対応できる行政サービス」をめざします。

## 第3節 計画の構成と体系

### ① 計画の構成

「Ⅱ各論」の第1章から第6章までにおいて、施策分野別に目標を示すとともに、目標ごとに節を設け、施策を示します。

### ② 計画の体系

将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向け、基本構想の「施策の大綱」に基づき、次の6つの基本方針の下に目標及び施策の内容を定め、計画の体系とします。

#### 基本方針

- 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして（都市整備分野）
- 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして（産業振興分野）
- 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして（生活環境分野）
- 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして（保健福祉分野）
- 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして（教育・文化分野）
- 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～（行財政分野）

## Ⅱ 各 論

### 第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして（都市整備分野）

#### 第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進

##### 〈課題と基本方針〉

計画的な土地利用の推進や住環境の整備、市街地の整備は、将来都市像「人と緑の新創造都市」の舞台としてふさわしいまちづくりの根幹となるものです。市では、都市づくりの具体性ある将来像や都市づくりの整備の方針などを明らかにした都市計画マスタープランに基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。

既存の市街地のうち、用途が混在している地区や都市基盤等が未整備の地区等については、より安全・快適でゆとりある住環境の整備のため、都市基盤整備を推進することが課題となっています。このため、計画的に市街化区域への編入を進めるとともに、土地区画整理事業や地区計画の導入など、地域住民の理解と協力の下での計画的な事業の推進が求められます。

自立性の高い都市づくりに向け、住機能、産業系機能、緑環境等が適正に配置された魅力的な新市街地の形成を図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適でゆとりある都市づくりを進めます。

##### 〈施策の方向〉

#### 1 計画的な土地利用の推進

##### ① 都市計画マスタープランの推進【主な施策】

まちづくりを計画的に進めるため、都市計画マスタープランを推進します。

##### ② 市街化区域への編入の推進【主な施策】

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりを実現するため、新市街地を形成する地区や既存集落については、道路、下水道等の都市施設の整備状況を勘案し、計画的に市街化調整区域から市街化区域への編入を推進します。

##### ③ 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進【主な施策】

圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

#### 2 居住環境の整備

##### ① 住宅マスタープランの推進

良質な住宅、魅力的な住環境を形成するため、住宅マスタープランを推進します。

##### ② 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設、一定規模以上の開発行為等の宅地開発事業等に対しては、生活環境の向上や公共、公益施設等との調和を図るよう、必要な指導を実施します。

##### ③ 地籍調査事業の推進

地籍の明確化と土地情報の整備・充実を図るため、地籍調査事業を推進します。

④ 二宮地区の地区計画による基盤整備の推進

二宮地区は、地区計画による道路等の基盤整備を推進します。

⑤ 市営住宅ストック総合活用計画の推進【主な施策】

市営住宅の維持・活用・更新を図るため、市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）を推進します。

### 3 市街地の整備

① 土地区画整理事業による新市街地の形成【主な施策】

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により新市街地の形成を図ります。

② 新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換が望まれる地区は、新市街地の形成を図ります。

## 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

### 《課題と基本方針》

市の緑の総量は、約5,100haに及んでおり、その大半が丘陵部や山地の森林、農地です。一方、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。崖線部にある約65haの樹林（崖線緑地）は非常に特色ある緑であり、貴重な存在です。また、公園等の施設においても、緑の確保が進んでいます。

緑は、多様な機能を持ち、なくてはならないものであり、ふるさとの緑地保全条例に基づき、全ての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来に引き継いでいくための取組を進めてきました。さらに、緑の基本計画により、総合的かつ計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図ります。

また、公園の整備や管理の充実を図り、市民にとって身近で気軽に利用できる公園づくりを進めるとともに、市民が快適な生活を送ることができる良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。

### 《施策の方向》

#### 1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

##### ① 緑の基本計画の推進【主な施策】

計画的に緑の保全と創出を図るため、緑の基本計画を推進します。

##### ② 都市景観ガイドラインの策定

適切な景観形成の誘導を図るため、都市環境条例に基づく都市環境形成基準等を含む景観ガイドラインを策定します。

##### ③ 公園緑地等の維持管理における市民参加の推進

市民に親しまれ、魅力ある安全な公園・緑地の機能を有効に発揮させるため、市民の意見や活力を最大限に活用したアダプト制度等の導入により、公園緑地等の維持管理における市民参加を推進します。

#### 2 公園・緑地の整備保全

##### ① 公園・緑地の計画的な整備【主な施策】

緑の基本計画に基づき、街区公園、近隣公園などの身近な公園を適正に配置するとともに、運動公園や風致公園、都市緑地等を計画的に整備します。

##### ② 崖線の緑地の保全

秋川、平井川等の河岸段丘に残された良好な緑である崖線の緑地の保全を図ります。一方、崩落の危険性のある場所では、市民の生命・財産を守るため、対策工事を進めます。

##### ③ 各都立自然公園の遊歩道や休憩施設等の整備の促進

羽村草花丘陵、秋川丘陵及び滝山の各都立自然公園は、市民が自然に親しめるよう遊歩道や休憩施設などの整備を促進します。

## 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

### 《課題と基本方針》

道路、交通、上・下水道等の都市基盤は、毎日の市民生活や産業活動に欠かせないものであり、安全で快適に利用できることが求められます。

道路については、市内外を結ぶ幹線道路、地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが課題となっています。

公共交通機関であるJR五日市線については、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められるため、関係機関との協議や要望活動などを行っていきます。また、路線バスの利便性の確保に努めていくとともに、交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の交通手段を確保するため、地域内公共交通に対する取組を進めます。

上水道については、緊急時における供給に向け、東京都水道局と連携し、体制や施設の整備を進める必要があります。下水道（污水）については、市街化調整区域内の認可区域の整備を進めます。また、雨水については、地下への浸透処理の促進等に取り組みます。

### 《施策の方向》

#### 1 道路の整備

##### ① 圏央道建設の促進

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）全体事業の早期完成を促進します。

##### ② 圏央道インターチェンジへの接続道路整備の促進

国道411号線、都市計画道路（秋3・4・6号線）など、東京都が行う圏央道インターチェンジへの接続道路の整備を促進します。

##### ③ 道路のバリアフリー化の推進【主な施策】

道路利用者の安全確保を図るため、駅周辺を始めとする道路のバリアフリー化を推進します。

##### ④ 都市計画道路の整備の推進

市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路の建設を促進します。

##### ⑤ 地域の幹線道路の整備の推進【主な施策】

交通利便性の向上を図るため、都市計画道路間を結ぶ連絡道路として、地域の幹線道路の整備を推進します。

##### ⑥ 広域幹線道路への共同溝設置の促進

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、広域幹線道路への共同溝の設置を促進します。

⑦ 橋りょうの維持管理・更新の推進【主な施策】

橋りょうの長寿命化を図るため、計画的、予防的な維持管理・更新を推進します。また、老朽化した橋りょうの整備を促進します。

⑧ 道路の緑化の推進

都市景観の向上や潤いのある歩行者空間の確保を図るため、歩道への植栽など、道路の緑化を推進します。

⑨ 生活道路の拡幅整備の推進【主な施策】

生活に密着した狭い生活道路は、市民の協力を得て、4.5メートル以上の幅員への拡幅整備を推進します。

⑩ 私道の整備の推進

一定の要件に適合する私道は、生活環境の向上を図るため、舗装などの整備を推進します。

## 2 交通体系の整備

① 市内循環バス等の運行

交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の通院、買物等への交通手段を確保するため、市内循環バスの運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。

② JR五日市線の改善及び複線化の促進【主な施策】

JR五日市線の利用者の利便性・安全性の向上を図るため、駅施設や運行体制の改善とともに、複線化を促進します。

## 3 上・下水道の整備

① 雨水対策の推進【主な施策】

地下水のかん養、河川の水量確保とともに、災害の防止を図るため、地下浸透などの雨水対策を推進します。

② 水道水の安定供給の確保

東京都水道局との連携を図り、水道施設の整備の充実と水道水の安定供給の確保を促進します。

③ 応急給水施設の整備の推進

地震による大規模災害を想定し、新たな応急給水施設の整備を推進します。

④ 下水道整備の推進

市街化調整区域のうち、人口が密集している区域を優先して下水道整備を推進します。

⑤ 下水道の緊急対応の充実

監視システムや緊急体制の整備など、下水道施設の増大に伴う施設の緊急時対応の充実に図ります。

⑥ 雨水排水幹線の整備の推進

大雨による浸水被害を防止するため、雨水排水幹線の整備を推進します。

⑦ 下水道整備区域における下水道利用の促進

下水道整備区域の未接続家屋者に対し、個別勧奨を行うなど、下水道利用を促進します。

⑧ 定期的な水質調査や指導等の実施

工場・事業場からの排水について、定期的な水質調査や指導等を実施します。

## 第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして（産業振興分野）

### 第1節 地域特性を活かした産業誘致の促進

#### 〈課題と基本方針〉

市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘導するために秋留台西地区や小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、研究所や事業所が進出しました。

圏央道あきる野インターチェンジや日の出インターチェンジの開通に伴い、広域的な高速交通体系が整備され、産業面での大きな発展の可能性が広がりました。しかし、産業が本格的な国際競争の時代に入り、国内各地で産業誘致活動が行われる中、圏央道の整備効果を引き出すためには、誘致に向けた特色ある取組や支援体制の整備、また地域との合意形成が必要であり、環境に恵まれた地域特性を活かした誘致を進めていくことが求められます。

また、生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図る必要があります。

このため、自立性の高い都市形成に向けた産業誘致のほか、地域の製造業や建設業等の活性化を支援するとともに、新たな創業の支援と新しい産業との相乗効果が得られるような中小企業の育成と活性化に取り組みます。

#### 〈施策の方向〉

##### 1 産業振興の推進

###### ① 産業振興計画の策定【主な施策】

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を活かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて産業振興計画を策定し、その実施に当たっては、東京都との連携により施策を展開します。

##### 2 産業誘致の促進

###### ① 圏央道インターチェンジ周辺の企業誘致の促進【主な施策】

圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺については、地域の特性を活かした企業誘致を促進します。

###### ② 計画的な産業立地の誘導【主な施策】

地域経済力の強化を図る観点から、東京都と連携して秋川高校跡地への企業立地を進めます。また、武蔵引田駅周辺地区等の新市街地として都市基盤等を整備する地区では、まちづくりの方針に適合するよう計画的な産業立地を誘導します。

###### ③ 新産業誘致の推進【主な施策】

新エネルギーやバイオテクノロジー等、環境に優しい産業を中心に積極的に企業誘致を推進します。なお、企業誘致に際しては、インターネット、企業専門誌等で地理的優位性をPRするとともに、新産業分野の企業に対し進出意向調査を実施します。また、産業の振興や雇用の促進を図るため、進出企業に対する奨励制度の導入を検討します。

### 3 中小企業支援の推進

#### ① 中小企業の育成【主な施策】

中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会等を行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。

## 第2節 活力ある商業の振興

### 《課題と基本方針》

市民のライフスタイルの多様化や自動車を利用した購買行動の一般化など、商業を取り巻く環境は大きく、また常に変化を続けています。

全国的に消費が停滞し、広域的な集客力をもつ大型店や沿道型・郊外型の商店の進出が進む中、本市でも既存商店街の活性化が課題となっています。商工会の事業と連携したイベント等を実施するとともに、「るのカード」の利用機能を活用し、消費者と商店、地域のつながりを更に強め、活力ある商店街の実現に向けた顧客の確保と拡大に取り組む必要があります。

また、将来にわたり、市内商工業者の経営安定化を図るためには、商工業者の支援や商業後継者の育成も重要な課題です。

このため、活力ある商業の振興を図り、市民の多様な消費ニーズに合ったバランスのとれた商業圏域の形成に向けた取組を進めます。

### 《施策の方向》

#### 1 商業環境の整備

##### ① 駐車場整備の推進【主な施策】

複数の商店で共同利用できる駐車場等を設置するとともに、既存の駐車場の利便性の向上を図るなど、駐車場の整備を推進します。

##### ② 適正な商業立地の誘導【主な施策】

大型店や沿道型・郊外型の商店の進出等に際しては、影響調査や周辺環境の調整を行い、適正な商業立地を誘導します。

##### ③ 空き店舗の活用の促進

商店街での共同利用や集客力の強い業種の誘致など、空き店舗の活用を促進します。

#### 2 経営安定化の支援

##### ① 商工業者の支援【主な施策】

商工会と連携し、商品開発等に対する助成や研修、経営相談を行うなど、商工業者を支援します。

##### ② 商業後継者の育成支援

先進事例の調査・研究や意識改革につながる取組など、商業後継者の育成を支援します。

##### ③ 特色ある店舗づくりの支援

大型店ではできない、きめ細かい経営を図るため、商工会の事業と連携したイベント等の実施など、特色ある店舗づくりを支援します。

④ 消費者のニーズに応える事業展開の支援

ICカード事業で得られる情報の分析により、消費者のニーズに応える事業展開を支援します。

### 3 商店街活性化の促進

① 商店街振興プランの推進【主な施策】

商店街の活性化と魅力ある商店街づくりを進めるため、商店街振興プランを推進します。

② 地域特性を活かした事業展開の支援【主な施策】

朝市、夕市、ナイトバザール、観光産業及び農村産業との連携など、あらゆる分野の地域特性を活かした事業展開を支援します。

③ 店舗共同事業の支援

複数の店舗が連携、協力し、消費者に魅力あるサービスの提供を図る店舗共同事業を支援します。

④ るのカードの活用による顧客の確保・拡大の支援

「るのカード」の利用機能の活用によりカード会員の年齢層を広げるなど、顧客の確保と拡大を支援します。

### 4 商業者の基盤づくり

① 商業団体の育成【主な施策】

個々の商店では不十分な情報収集、販売促進事業、施設整備、人材育成等に取り組む組織を支援し、商業団体を育成します。

② 高度化する情報技術を活かした商業活動の支援

インターネットの活用等による商業基盤強化や商工会、各種団体による情報提供等、高度化する情報技術を活かした商業活動を支援します。

### 第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

#### 《課題と基本方針》

観光業は、商工業、農業、林業など、あらゆる産業やまちづくりと密接な関わりをもつ産業であり、市政の重要な柱の一つとして観光推進を掲げ、観光推進プランに基づき、市域全体の観光施策と秋川流域の観光の推進に取り組んでいます。本市の観光は、市民自身が住んでいる地域で、自由時間を楽しく有意義に過ごせることを基本に、優れた環境や多様な文化遺産の魅力に加えて、生き生きとした暮らしづくりが、市外の多くの人を引き付け、そこに新しい出会いと心温まる交流が生まれるなど、市の文化や産業を更に豊かに活性化していくと考えています。

圏央道あきる野インターチェンジの開通や中央道八王子ジャンクションとの連結により、余暇の多様化などの時代の変化に的確に対応していくことが求められています。

このようなことから、地域住民、商工業者、観光業者等と連携しながら、観光推進プランの推進に取り組みます。

#### 《施策の方向》

##### 1 総合的な観光関連事業の推進

###### ① 観光推進プランの推進【主な施策】

市域全体の観光施策の計画的な推進とともに、近隣自治体との連携を図った秋川流域の観光推進を図るため、観光推進プランを推進します。

特に、郷土の恵みの森構想の推進に併せて、貴重な観光資源の掘り起こしや地域との協働の取組などとともに、農商工との連携を図りながら、体験型や交流型のあきる野ならではの効果的な観光振興を推進します。

###### ② 武蔵五日市駅前市有地の有効活用【主な施策】

武蔵五日市駅前の市有地については、観光施策を推進するための情報発信拠点として、秋川流域の振興も視野に入れた施設の整備について検討します。

##### 2 楽しく歩けるまちづくりの推進

###### ① 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発

あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。

###### ② 観光ルートの整備の推進【主な施策】

秩父多摩甲斐国立公園及び都立羽村草花丘陵、秋川丘陵、滝山の各都立自然公園については、遊歩道、トイレ、休憩施設等の整備を促進します。また、市民や観光客が気軽に散策できるよう遊歩道等の観光ルートの整備を推進します。

###### ③ 駐車場整備の推進

本市を訪れる観光客のために、公共施設の駐車場や民間駐車場の活用などを推進します。

④ 交流のかけはしの周辺の整備の推進

観光レクリエーションの推進、地域住民の生活環境の向上等を図るため、交流のかけはし（あゆみ橋）周辺の整備についての検討を進めます。

**3 イメージアップ作戦の推進**

① 集客性の高いイベントの支援

「あきる野映画祭」「ヨルイチ」等の集客性の高いイベントを支援します。

② 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

本市の観光情報を積極的に宣伝するため、インターネットや新聞、民間情報誌などの様々な媒体によるタイムリーな情報提供をするとともに、「五日市物語」や「軍道紙（ぐんどうがみ）」等の地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

## 第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

### 〈課題と基本方針〉

農家数は、減少傾向にあります。専門農家数の経年的な減少はあまりみられず、営農意欲の高い農家による積極的な農業の展開が期待できる状況です。また、農業就業人口の年代別の状況をみると、60歳以上の従事者が大半を占めており、高齢者農家の対策と後継者の育成が重要な課題です。

農業形態は、台地部を中心とした地域と山間部において、それぞれ特色のある農業が行われており、市街化が進行する中、経営耕地の減少と農地の住宅地への転用も進んでいます。農業と市民生活が共存し、双方が良い環境で営みができるよう、農業基盤の整備や高度化、また市民との交流を図るための農業の展開が求められています。

一方、農業を取り巻く社会経済情勢も大きく変化を続けており、本市においても大都市部周辺に位置する都市として、消費者の志向に合った、あきる野ならではの地産地消型農業の推進に取り組んでいます。今後も、消費者がより良い農産品を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境に優しい農業の振興に取り組むとともに、交流型の農業の推進等による他産業との連携も図ります。

### 〈施策の方向〉

#### 1 生産環境の整備

##### ① 農業振興計画の推進【主な施策】

巨大な消費地に近い立地条件を活かした地産地消型農業を推進し、農業を魅力ある職業として確立するため、農業振興計画を推進します。

##### ② 農業振興地域内農用地等の保全と利用【主な施策】

農業振興地域内農用地や生産緑地地区は、農業生産基盤の中核を成すとともに、住民に潤いや安らぎを与える場、防災空間など多様な機能を保有しているため、優良な農地として保全し、利用を図ります。

##### ③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進

効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効利用を促進します。

##### ④ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適正な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。

#### 2 多様な農業者の育成・確保

##### ① 農業経営者の支援と確保・育成【主な施策】

農業経営の規模拡大や合理化など自らの農業経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者」や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。

### 3 魅力ある農業経営の確立

#### ① 農産物の販売施設の拡充

地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び秋川溪谷瀬音の湯の3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

#### ② 安全・安心な農産物の供給

農薬と化学肥料の使用を低減した「エコファーマー」や「特別栽培農産物」の認証制度の啓発等を行い、消費者への安全・安心な農産物の供給を図ります。

#### ③ 農産物のブランド化の推進

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京じゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大や新たな農産物、加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

#### ④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が土に親しみ、農業への理解を深めることができる市民農園の貸出しの実施とともに、子どもたちに農業の大切さ、収穫の喜び、自然の大切さなどを体験的に学ぶことができる「教育ファーム」や「体験農園」などを開設し、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

また、市民が農業者との交流を深めるため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」などに取り組みます。

## 第5節 自然と調和した林業の育成

### 《課題と基本方針》

市域の約60%を森林が占めており、森林は木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定など、多面的な機能の発揮を通じて、国土や自然環境を保全し、市民や下流域に住む人々の生活と生態系の持続性を維持する基盤となっています。このため、本市の森林は、社会的に大きな役割を果たしていると考えられます。また、森林の25%程度は広葉樹等の雑木林であり、それらの活用による市民の憩いの場や観光の場としての広がりが期待できます。

一方、林業、木材加工業等は、木材需要の減少、国際競争の激化等により、全国的に厳しい経営環境に置かれているだけでなく、林家数の減少や従事者の高齢化も進んでいます。このようなことから、林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進する必要があります。

水源のかん養、地球温暖化防止等、森林のもつ公益的機能を発揮させる森林施業（森林の手入れ）を推進することが重要と考え、森づくりの新しい担い手となる森林ボランティアの育成に努めるとともに、郷土の恵みの森構想との連携を図りながら、恵まれた自然を活かした市民などとの協働による森林環境づくりを促進します。

さらに、国や東京都、関係機関における林野政策の動向に合わせ、公益的機能を更に発揮できるような森林整備の拡充や新しい仕組みづくりに取り組みます。

### 《施策の方向》

#### 1 森林の整備

##### ① 森林整備計画の推進【主な施策】

適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の育成・管理を進め、森林のもつ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備計画を推進します。

#### 2 公益的機能の維持強化

##### ① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進【主な施策】

水源のかん養や土砂流出の防止、さらには二酸化炭素を吸収して地球の温暖化を防ぐため、間伐等の保育に対する支援をするとともに、治山事業の促進を東京都に働きかけるなど、森林のもつ公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

##### ② 市民やボランティアなどとの協働による森づくりの推進【主な施策】

森づくりの新しい担い手として森林ボランティアの育成に努めるとともに、林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民やボランティア、企業、自治体などとの協働による森づくりを推進します。

##### ③ 景観の維持向上に配慮した森林整備の推進

恵まれた自然を活かした森林環境づくりを促進するとともに、育成天然林、針広混交林などの多様な森づくりを進めるなど、生物多様性や景観の維持向上に配慮した森林整備を推進します。

### 3 林業経営基盤の整備

#### ① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者や後継者の確保・育成、集約化施業等による作業路網整備、高性能林業機械化等による低コスト施業を推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

#### ② 生産基盤の整備の推進【主な施策】

森林施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した林道網の整備（林道、作業道等の開設・改良）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

#### ③ 多摩産材（秋川産材）の利用拡大の推進

林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、公共建築物等において木材の利用を促進するなど、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進します。

## 第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして (生活環境分野)

### 第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

#### 《課題と基本方針》

消防・防災については、東京消防庁による各種活動（常備消防）が行われていますが、阪神・淡路大震災以降、これまで以上に、災害に強いまちづくりや地域における市民による防災活動の重要性が叫ばれるようになりました。このため、地域防災計画を策定し、総合的な防災体制の整備と関連施策の充実を図り、災害の事前対策の推進や事後対策の準備に取り組んでいます。

また、これまで大きな成果を上げてきている消防団組織に加え、市民との協働のまちづくりを進める中で、平成20年12月には、災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために、旧町村単位の7地区に防災・安心地域委員会が設立されています。

今後は、町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力の向上を図るとともに、交通事故、各種犯罪等の発生抑制に取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

#### 《施策の方向》

##### 1 防災・消防対策の推進

###### ① 地域防災計画の推進【主な施策】

地震、風水害などの災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会をつくるため、地域防災計画を推進します。

###### ② 災害時要援護者の避難支援対策の推進【主な施策】

大規模な災害が発生した場合に支援を要する高齢者や障がい者などの災害時要援護者については、その情報把握に努め、避難誘導等の支援対策を推進します。

###### ③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援【主な施策】

災害に強いまちづくりと地域力の強化のため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

###### ④ 地域防災リーダーの育成の支援【主な施策】

地域の防災活動の中核を担い、市民の財産を守るなど、災害時における対応活動を推進する「地域防災リーダー」の育成を支援します。

###### ⑤ 消防団体制の充実【主な施策】

防災活動等を円滑に実施するため、消防団の組織、設備等体制の充実を図ります。また、地域になくってはならない消防団の団員を確保するとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員の活動により、地域の防災力を強化します。

⑥ 災害時の備蓄食料の充実

災害発生時に備え、防災倉庫の設置を進めるとともに、備蓄食料の充実を図ります。

⑦ 消防水利の整備・充実

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域には、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図ります。

## 2 交通安全・防犯対策の推進

① 防犯対策の推進【主な施策】

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図るとともに、町内会・自治会や警察署等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図るなど、防犯体制を推進します。

② 交通安全運動等の推進

交通事故防止の意識の高揚を図るため、交通安全運動や講習会を推進します。

③ 駅周辺の自転車駐輪場の整備の推進

安全な交通を確保するため、駅周辺の自転車利用の状況を把握しながら、自転車駐輪場の整備を推進します。

## 3 公害防止の推進

① 公害知識の普及と啓発の推進

市民の公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙などにより知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

③ 市役所で使用する車両への低公害車等の導入

市役所で使用する車両への低公害車等の導入を推進します。

## 第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成

### 《課題と基本方針》

長寿社会における暮らしよい豊かな地域社会の形成に向け、地域コミュニティの果たす役割や期待感はますます大きくなっており、行政がその活動を支援し、地域の基礎単位の一つとして、新たな関係を築いていくことが求められています。

町内会・自治会は、居住地域を中心としたコミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、重要な役割を果たすことが期待されます。

一方、ライフスタイルの多様化や人口の増加等に伴い、コミュニティ活動に消極的なケースやこれまでとは異なった形態のコミュニティが形成されているケースも増加しており、今後もその傾向は続くことが想定されます。

このため、町内会・自治会の活動や加入促進を支援し、地域力と地域コミュニティの強化を図るとともに、市民が郷土に誇りを持ち、自らがまちを創り上げていくという意思の下、協働のまちづくりを推進します。

### 《施策の方向》

#### 1 コミュニティづくりの支援

##### ① 町内会・自治会への加入の促進【主な施策】

転入者に対して町内会・自治会への加入を勧めることや不動産協会、宅地建物取引業会等の団体の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。また、町内会・自治会の役割や活動内容について、市広報、ホームページ等により情報提供します。

##### ② 町内会・自治会の適正規模化の支援

町内会・自治会に対して、円滑な活動が実施でき、かつ、大きな規模の違いがなくなるよう適正規模化の取組を支援します。

#### 2 コミュニティ活動の推進

##### ① 花いっぱい運動の支援

潤いのあるまちづくりをめざし、町内会・自治会や花づくりボランティアによる花いっぱい運動を支援します。

##### ② 町内会・自治会活動の周知

地域コミュニティづくりの必要性や地域力の向上についての理解を深め、町内会・自治会への加入を促進するため、町内会・自治会連合会と連携を図り、連合会が発行する会報などを通じて、連合会や各町内会・自治会の活動状況などを周知します。

##### ③ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

## 第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築

### 《課題と基本方針》

ごみ問題に対する施策は、極めて重要かつ緊急性のある課題です。従来のお取組により、ごみの衛生的な処理処分を推進してきましたが、ごみの減量化・資源化（リサイクル）や処理処分のための施設の充実が不可欠となっています。

一般家庭からのごみは、市民の環境に対する高い意識によって、分別化が進んでいますが、その減量化や資源化を更に推進するためには、市民と事業者と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

ごみ処理については、構成団体と協力して西秋川衛生組合で行っていますが、ごみの焼却能力の向上に向け、施設の整備・充実に努めるとともに、新たにリサイクル施設を設置します。

し尿や浄化槽汚泥の処理については、秋川衛生組合により最終処理を行っていますが、秋川衛生組合の構成団体における公共下水道の整備に伴い、年々処理量が減少しているとともに、施設の老朽化が進んでいるため、し尿等の処理方針や施設の整備などを含め、秋川衛生組合のあり方について検討する必要があります。

### 《施策の方向》

#### 1 ごみの減量と適正処理の推進

##### ① ごみ減量化やごみの正しい出し方等の啓発・指導

市民や事業所に対し、ごみの減量化やごみの正しい出し方等の啓発・指導を行います。

##### ② 新たなごみ処理施設の建設の推進【主な施策】

西秋川衛生組合において、新たなごみ処理施設（ガス化溶融炉）の建設を推進するとともに、新たにリサイクル・センターを設置します。

##### ③ 第二御前石最終処分場の延命化を図る措置の推進

第二御前石最終処分場の延命化を図る措置を推進します。

##### ④ 市内一斉清掃の継続実施

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、町内会・自治会の協力を得て、市内一斉清掃を継続的に実施します。

#### 2 リサイクル活動の推進

##### ① リサイクルシステムの充実【主な施策】

市民・事業所・行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実に努めます。

##### ② 資源化への啓発・指導の推進【主な施策】

資源の分別の徹底など、資源化への啓発・指導を推進します。

③ 資源集団回収の奨励

資源循環型社会を形成するため、参加団体や資源化量の増加に向け、資源の集団回収を奨励します。

④ 生ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器の貸与やコンポスト容器の購入費補助等の様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

⑤ 放置自転車の利活用の推進

放置されて一定期間を経過した自転車は、整備し、公共施設での再利用を図ります。また、希望する地域での活用についても検討していきます。

### 3 し尿処理の推進

① し尿や浄化槽汚泥の処理方式等の検討【主な施策】

し尿や浄化槽汚泥の処理方式等を含め、秋川衛生組合のあり方について構成団体と協議を行います。

## 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

### 〈課題と基本方針〉

水と緑に恵まれた環境を適切に保全・維持・活用していくためには、環境関連施策の総合的な方針の下、地球温暖化防止や地域づくりなどの幅広い視野の中で、持続的発展が可能な社会の形成をめざし、水環境、緑環境、森林環境の充実とともに、エネルギー対策、各種公害防止対策、ごみ・リサイクル対策、身近な生活環境の保全等に取り組んでいく必要があります。

水環境は、おおむね良好な状況ですが、下水道未整備区域等からの生活雑排水等の流入による河川の水質汚濁への対応が課題です。また、清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来もつ機能を守っていく必要があります。

また、豊富な緑環境は、森林や公園・緑地、身近な緑など多様な種類があり、それぞれの性質に応じた取組を進めていく必要があります。このうち、身近な緑環境については、ふるさとの緑地保全条例に基づき、全ての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来に引き継いでいくための取組として、市民、事業者、行政が一体となって総合的に推進していきます。

特に、「環境都市あきる野」の実現に向けて大きな役割を担い、本市の魅力となっている森林環境については、豊かな自然を守り育て、将来にわたって引き継いでいくため、郷土の恵みの森構想に基づき、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりを進め、各地域の特性に応じた森づくりに取り組みます。

### 〈施策の方向〉

#### 1 総合的な環境関連施策の推進

##### ① 環境基本計画に基づく施策の展開【主な施策】

環境対策への総合的な取組を推進し、豊かな自然と人々が共生できる持続的発展が可能な社会の実現を図るため、環境基本計画に基づき、計画的に施策を展開します。

##### ② 地球温暖化防止対策の推進【主な施策】

一般住宅向け太陽光発電設備の設置補助制度を継続するとともに、地球温暖化防止対策地域計画、カーボンオフセットの検討など、地球温暖化防止対策を推進します。

##### ③ 新規の墓地造成・採石の抑制【主な施策】

市民の誰もが健康で快適な生活ができるよう、公害の防止をより一層進めるとともに、環境の保全を図るため、新規の墓地造成と採石の抑制に努めます。

##### ④ 新たな開発行為・残土の処理行為の抑制【主な施策】

丘陵地や山間地の森林環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努めます。

##### ⑤ エコ活動の推進

地球環境への負荷の低減を図るため、市職員による環境に配慮した市独自システムであるエコ活動を推進します。

## 2 水環境の充実

### ① 公共用水域の水質保全の推進

下水道整備を進めることにより、河川等の公共用水域の水質保全を推進します。

### ② 清流保全条例に基づく事業の推進【主な施策】

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく事業を推進します。また、河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して取り組みます。

### ③ 地下水脈の保全

浸透性の良いアスファルトを使って道路を舗装するなど、豊かな地下水脈の保全を図ります。

### ④ 貴重な湧水池の保全・活用の推進

貴重な湧水池の保全と活用を推進します。

### ⑤ ホタルの里づくり推進事業の充実

ホタルの育成や保護を行う団体の活動を支援するなど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。

### ⑥ 家庭用雑排水対策の推進

家庭から排出される雑排水の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域への合併処理浄化槽設置事業など、家庭用雑排水対策を推進します。

## 3 緑環境の充実

### ① 郷土の恵みの森構想の推進【主な施策】

市域全域の森を対象に、自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を活かし、地域の特性に応じた環境の保全や地域活性化を図ることにより、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざす郷土の恵みの森構想を推進します。

また、森林レンジャーあきる野や市職員等のボランティア組織である森林サポートレンジャーの取組は、その先駆性が高く評価されており、引き続き、人と自然の共生する森づくりを地域住民等と協働で推進します。

### ② 保存緑地の指定の推進

貴重な緑の保全のため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地の保存緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）の指定を推進します。

### ③ 公開緑地の指定の推進

貴重な緑の保全と活用を図るため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、公開緑地の指定を推進します。

④ 公共公益施設の緑化の推進

緑のあるまちづくりに向け、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、公共公益施設の積極的な緑化を推進します。

⑤ 民間施設の緑化の推進

減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するため、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、民間施設の緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から生け垣の設置による接道部の緑化を促進します。

⑥ ふるさとの緑地保全基金の運営管理による貴重な緑の保全・活用の推進

ふるさとの緑地保全基金を運営管理し、貴重な緑の保全と活用に努めます。

## 第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして（保健福祉分野）

### 第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

#### 《課題と基本方針》

総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成22年4月の時点で23.1%となっており、戦後生まれの団塊の世代が65歳以上の高齢期を迎える平成27年には、高齢化が更に加速することが予想されています。また、一人暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、高齢者が地域の中で自立し、安心して生活できる社会を築くとともに、多様化する高齢者のニーズに応じていくためには、福祉・保健・医療の各サービスを総合的に推進していくことが求められています。

このため、市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、介護予防と健康づくりを推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者を地域全体で支え合うための仕組みづくりや、安心して住み続けられる生活環境の整備に取り組みます。

#### 《施策の方向》

##### 1 介護予防と健康づくり

###### ① 高齢者保健福祉計画の推進【主な施策】

年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現をめざし、高齢者保健福祉計画を推進します。

###### ② 介護予防教室の推進【主な施策】

生活機能評価で「二次予防事業の対象者」とされた、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者に対し、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等の介護予防教室を推進します。

###### ③ 地域イキイキ元気づくり事業の推進【主な施策】

町内会・自治会を単位として、レクリエーションや体操など、楽しく健康づくりを行う「地域イキイキ元気づくり事業」を推進します。

###### ④ ふるさと農援隊事業の推進【主な施策】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、農業体験などのプログラムを実施する「ふるさと農援隊事業」を推進します。

###### ⑤ 健康診査の推進【主な施策】

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査（74歳まで）や後期高齢者健康診査（75歳以上）を推進します。

## 2 多様な社会参加の促進

### ① 就業の促進

あきる野市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の経験や能力を活かすことができる就業の機会を提供するなど、高齢者の就業を促進します。

### ② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

## 3 高齢者の地域生活への支援

### ① 介護サービスの適正な提供【主な施策】

介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等必要なサービスの供給量を確保し、介護サービスを適正に提供します。

### ② ケアマネジメントの充実

ケアマネジャーの能力向上を支援（相談・研修・援助）し、居宅介護支援事業所のケアマネジメントの充実を図ります。

### ③ 介護サービス事業者に対する指導等の推進

介護保険制度の信頼を高めるため、東京都と連携しながら介護サービス事業者に対する指導等を推進するとともに、介護サービスが適正に提供されるよう事業者連絡協議会等と連携を図ります。

### ④ 在宅支援の充実

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対する配食サービス事業等の助成など、在宅支援の充実を図ります。

### ⑤ 介護者への支援

ねたきり高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施するなど、介護者の負担軽減のための支援をします。

## 4 連携と支え合いの仕組みづくり

### ① 高齢者虐待の早期発見と迅速・的確な対応

地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを実施するために設置した「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。

### ② 高齢者への見守りの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での多様な見守りに取り組みます。

③ 成年後見制度の利用の支援【主な施策】

病気などのために、財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

④ 高齢者等を支え合う仕組みづくり

高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりを進めます。

⑤ 認知症対策の推進

認知症に対する正しい理解や接し方などの研修会の開催と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症予防のための情報提供を実施するなど、認知症対策を推進します。

⑥ 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、相談窓口の充実を図ります。

## 5 安心して住み続けられる生活環境の整備

① 円滑な移動・活動への支援

障がいを感じることなく、円滑に移動や活動ができるよう支援します。

② 住宅・施設への入居支援

市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

## 第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

### 《課題と基本方針》

障がい者は年々増加しており、障がい福祉サービスの利用者も増加傾向にあります。また、市民一人一人が、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が求められています。

このようなことから、市民誰もが地域で生き生きと暮らせるまちづくりをめざし、障がい理解のための啓発活動や交流の場づくりを促進するとともに、ノーマライゼーションの理念や心のバリアフリーの浸透を図る取組を推進します。

また、障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、情報を得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、在宅支援サービスの充実や障がいの種別に応じたコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化の支援、暮らしやすい生活の場の確保、権利擁護、社会参加等を支援します。

### 《施策の方向》

#### 1 障がい者福祉の推進

##### ① 障害福祉計画の推進【主な施策】

障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの各種事業を円滑に提供するため、障害福祉計画を推進します。

##### ② 理解・啓発活動の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障がいや障がい者に対する理解・啓発活動を推進します。

#### 2 自立生活の支援

##### ① 地域における自立生活への支援【主な施策】

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

##### ② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙・ホームページを通じて情報提供の充実を図ります。

##### ③ 在宅支援サービスの充実【主な施策】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を図るとともに、障がい者の経済的負担の軽減を図るなど、在宅支援サービスの充実を図ります。

##### ④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、障がい児の療育相談、障がい者や難病患者の診療、歯科診療を実施している支援機関との連携を図ります。

⑤ **コミュニケーション支援の充実**

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ **地域生活への移行促進**

東京都精神障害者退院促進支援事業などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

⑦ **グループホーム・ケアホームの整備支援【主な施策】**

障がい者の地域での自立生活を促進するため、東京都の補助制度を活用したグループホーム・ケアホームの整備を支援します。

⑧ **成年後見制度の利用の支援**

親族のいない知的障がい者や精神障がい者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

### **3 生活行動の支援**

① **特別支援教育の充実**

障がい児が個々の学習ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

② **日中活動の場の確保【主な施策】**

生活介護、機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

③ **移動・コミュニケーション支援サービスの推進【主な施策】**

屋外での移動が困難な障がい者の外出のため、障がいに応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

④ **防災避難対策の推進**

地域防災計画による災害時要援護者対策を踏まえ、民生委員・児童委員、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等との連携を図りながら、防災避難対策を推進します。

### **4 社会参加の支援**

① **就労の支援【主な施策】**

就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援、職場開拓など、障がい者の就労を支援します。

② **社会復帰の促進**

障がい者に対する集団生活指導や社会適応訓練を充実し、社会復帰を促進します。

③ 障がい者雇用の促進

障がい者がその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用を促進します。

④ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援

障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援などの事業を通じ参加を支援します。

⑤ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

⑥ 障がい福祉の拠点施設の提供【主な施策】

障がい福祉の拠点施設である「あきる野サポートセンター（秋川健康会館）」を、障がい者や障がい者団体の活動の場として提供します。

⑦ 選挙援助の充実

障がい者が支障なく投票できるよう、選挙援助の充実を図ります。

## 第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実

### 〈課題と基本方針〉

市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすためには、運動・栄養・休養の調和のとれた健康づくりを進めることが必要とされます。特に、近年は、生活習慣病の増加が社会的な問題としてクローズアップされており、生活習慣の改善による予防も大きな課題となっています。また、生活習慣病の予防や介護を要する状態等の予防、がんの早期発見のため、各種健康診査・検診の充実を図る必要があります。

また、少子化や核家族化の進展により母子の置かれている状況が大きく変化しており、健康についての正しい知識の普及や意識の高揚、情報の提供を積極的に行う必要があります。さらに、高齢化の進展や疾病構造の変化により医療ニーズが複雑化・多様化する中で、市民が住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、健康の保持増進から病気の予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実を図ることが求められています。

このようなことから、市民一人一人が健康に関心を持ち、「自らの健康は自らが守る」という意識の向上を図るとともに、健康診査の充実やホームドクターの必要性の啓発、地域における健康づくり活動の支援等を推進します。

### 〈施策の方向〉

#### 1 保健相談センター機能の充実

##### ① 相談機能の充実

いつでも気軽に育児や健康の相談等に対応できるよう専門職を配置するなど、相談機能の充実を図ります。

#### 2 健康づくりの充実

##### ① めざせ健康あきる野21（健康増進計画）の推進

生涯を通じた市民一人一人の健康づくりを進めるため、めざせ健康あきる野21を推進します。

##### ② 市民ニーズに合わせた教室・講座等の充実

母と子の健康の維持・増進を図るため、各種健診事業の充実とともに、市民ニーズにあわせた教室・講座等の充実を図ります。

##### ③ 学校における健康教育の充実

教育委員会や学校と連携し、学校における健康教育を充実します。

##### ④ 健康手帳の活用

健康の保持・増進を図るため、各種健康診査・検診の結果や健康教育、健康相談等を記録する健康手帳が活用されるよう取り組みます。

⑤ 生活習慣病予防等のための健康教育の充実【主な施策】

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、適切な指導や支援による健康教育の充実を図ります。

⑥ 各種健康診査・検診の充実【主な施策】

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防、介護を要する状態等の予防、がんの早期発見の一環として、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、各種健康診査・検診の充実を図ります。

⑦ 歯科保健の充実

乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科健診やかかりつけ歯科医の推進などにより、歯科保健の充実を図ります。

⑧ 地域の健康づくり対策の促進

市民の健康の保持推進を図るため、健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を促進します。

⑨ 地域の健康づくり活動の支援

健康づくり市民推進委員が行う栄養や運動、休養に関する普及活動などの地域の健康づくり活動を支援します。

⑩ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催による知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアの育成を図ります。

⑪ 食育の推進

健全な食習慣を身に付け安心して豊かな食生活を送れるよう、保育園、幼稚園、学校と連携しながら食育を推進します。

⑫ 心の健康づくりの充実

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを充実します。

### 3 予防体制の充実

① 予防接種の充実【主な施策】

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児・児童生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に行うなど、予防接種の充実を図ります。

② 高齢者の予防接種の促進・普及啓発

重症化が懸念される高齢者に対し、医師会や近隣市町村と協力し、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発を推進します。

③ 感染症対策の充実

感染症発生の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動等により、正しい知識や情報を提供するとともに、感染症に関する危機管理体制を充実します。

④ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

#### 4 保健・医療提供体制の充実

① 保健・医療と福祉の連携強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。

② ホームドクターの必要性の啓発

市民一人一人が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつホームドクターの必要性の啓発を図ります。

③ 連携強化による医療行政の充実

医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携強化により、医療行政の充実を図ります。

④ 救急医療体制の整備【主な施策】

市民が安心して暮らせる地域をつくるため、休日診療、準夜診療に加え、関係機関と協議・連携し、二次救急医療体制の充実等、救急医療体制の整備を図ります。

⑤ 医療体制の充実

市民の医療ニーズに対応するため、公立阿伎留医療センターの医療体制の充実を図ります。

⑥ 献血の推進

市広報紙や回覧等により、献血の実施を周知するなど、献血の推進を図ります。

## 第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備

### 〈課題と基本方針〉

総人口に占める14歳以下の年少人口は、平成14年まで減少を続けてきましたが、平成15年以降はほぼ横ばいで11,600人から11,700人の間で推移しており、平成22年4月の時点の総人口に占める年少人口の割合は14.3%となっています。

少子化が進む一方、保育需要は増加の一途をたどり、特に、3歳未満児に待機児童が多いのが現状です。保育需要が増加している要因の一つに、女性の就労などの増加が挙げられており、この傾向は更に続くと予想されます。

これらの子どもを取り巻く環境や社会経済情勢は、目まぐるしく変化しており、保育ニーズの多様化や育児に関する悩み、地域・家庭における子育ての支援等、多様な課題に、迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このようなことから、子育てに関する情報提供や意識啓発を図るとともに、保護者の利用ニーズに合った多様な保育サービスの提供と拡充、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源の活用、子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。

また、学童クラブについては、育成時間の延長や入会児童数の増加に努めるとともに、障がい児の受入れなど、その充実を図ります。

### 〈施策の方向〉

#### 1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

##### ① 次世代育成支援行動計画の推進【主な施策】

子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざし、次世代育成支援行動計画を推進します。

##### ② 子育て支援の推進

母子健康手帳の交付、各種健康診査、健康教育、育児相談、新生児訪問の実施など、子育て支援を推進します。

##### ③ 子育てひろば事業の推進【主な施策】

保育所等の機能を活かし、身近なところで子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成を行う子育てひろば事業を推進します。

##### ④ 児童館の整備と事業内容の充実【主な施策】

安全・安心な遊び場として、児童館の耐震化、改修等の整備を進めるとともに、地域の子どもが楽しく利用できるよう事業内容の充実を図ります。

##### ⑤ 乳幼児一時預かり事業の推進

保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、一時的に預かる乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）を推進します。

⑥ 乳幼児短期保護事業の推進

保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、短期間保護する乳幼児短期保護事業を推進します。

⑦ 病後児保育事業の推進

保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を推進します。

⑧ 認証保育所への支援の推進

認証保育所への支援を推進します。

⑨ 保育園の待機児童の解消【主な施策】

保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大や定員の弾力的運用を図り、待機児童の解消を図ります。

⑩ 延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実【主な施策】

子育てと仕事の両立を支援するため、保育園の延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の保育内容の充実とともに、学童クラブの育成時間の延長を図ります。

⑪ 学童クラブの充実

障がい児の受入れや入会児童数の増加に努めるとともに、既存施設の弾力的運用や公共施設の有効活用により、学童クラブの充実を図ります。

⑫ 家庭福祉員事業の推進

生後3か月から3歳未満までの児童を対象に、保護者が就労等の理由により保育を必要とする場合、保護者に代わり保育者の自宅で保育する家庭福祉員事業を推進します。

⑬ 市立保育園の民営化の検討

多様化する保育サービスに対応するため、市立保育園の民営化を検討します。

⑭ ファミリー・サポート・センター事業の充実【主な施策】

地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織である「ファミリー・サポート・センター」の事業の充実を図ります。

## 2 親と子どもの教育環境づくり

① 家庭の教育力、地域の教育力の向上

家庭や学校、地域、関係機関との連携・協力の下、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ります。

② 自然体験活動の推進

地域の教育力を活かしながら、自然とのふれあいの場として、森林を活用した自然体験活動を推進します。

### 3 要保護児童への対応の充実

#### ① 児童虐待防止等支援機関との連携強化【主な施策】

児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における児童虐待防止等支援機関との連携を強化します。

#### ② ひとり親家庭へのホームヘルプサービス事業の推進

日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行うなど、ホームヘルプサービス事業を推進します。

#### ③ 障がいの早期発見・適切な療育の推進

妊産婦や乳幼児に対する母子健康診査と母子保健指導を充実し、障がいの早期発見と適切な療育を推進します。

#### ④ 障がい児保育の充実

保育を必要とする児童を対象とした障がい児保育の充実を図ります。

### 4 子育てを支援する生活環境の整備

#### ① 防犯活動の推進【主な施策】

保育園、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取組体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。

## 第5節 総合的な地域福祉の推進

### 《課題と基本方針》

地域社会は、子どもから高齢者まで、障がい者や経済的に弱い立場の人など、様々な市民によって構成されています。誰もが健やかで安らぎのある生活を営むことによって、初めて魅力ある地域社会をつくることができるといえます。

このようなことから、地域保健福祉計画に基づき、高齢者・障がい者・児童など、それぞれの福祉を充実させ、保健・医療の充実を図るとともに、福祉や保健・医療を総合的に結び付ける仕組みづくりを市民との協働の下、計画的に進める必要があります。

地域福祉の推進に当たっては、あきる野市社会福祉協議会をその中心的な団体に位置付け、その基盤の強化と事業の充実を支援し、また、秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点として位置付け、ボランティアの発掘、養成、活動等の支援を行っていきます。

### 《施策の方向》

#### ① 地域保健福祉計画の推進【主な施策】

市民・事業者・行政が協働して、市民一人一人の状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる生活環境をつくるため、地域保健福祉計画を推進します。

#### ② 保健福祉総合相談案内窓口の設置検討

高齢、障がい、子育て等の分野別相談窓口の充実と合わせ、保健福祉総合相談案内窓口の設置に向けて検討します。

#### ③ サービス窓口の充実と周知

地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障がい者相談支援事業所など、サービス窓口を充実するとともに、その周知を図ります。

#### ④ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員などの活動支援

町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等の連携により、地域で幅広い福祉活動ができるよう支援します。

#### ⑤ ボランティア活動の支援【主な施策】

秋川ふれあいセンターを拠点として、ボランティア活動を支援します。

#### ⑥ 社会福祉協議会の基盤強化と事業の充実

地域福祉を推進する中心的な団体として、あきる野市社会福祉協議会を位置付け、その基盤の強化と事業の充実を支援します。

#### ⑦ ユニバーサルデザインの推進

全ての人が利用可能なように環境をデザインしていくユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。

⑧ 心のバリアフリーの醸成

様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする心を育てるなど、心のバリアフリーの醸成を図ります。

⑨ 巡回指導等の活動の支援

学校等と連携して、学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導などの活動を支援します。

⑩ 災害時支援体制づくりの推進

関係機関の連携により、要援護者の把握に努め、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを推進します。

## 第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして (教育・文化分野)

### 第1節 人権尊重教育の推進

#### 《課題と基本方針》

全ての人間は平等であり、その尊厳を互いに尊重し合うことにより、社会全体が幸福を得ることができます。男女平等の精神のかん養や様々な障がい者の社会参加が進んでいる中、社会性・道徳性を育む教育の推進が求められています。

これまでも人権尊重に関する様々な取組を進めていますが、より一層、全ての市民が個人の価値を尊び、本当のことや正しいことを愛する心を育てるため、学校教育、社会教育活動全体を通して人権尊重教育を進めます。

#### 《施策の方向》

##### 1 人権尊重の推進

###### ① 人権尊重教育の推進

人権尊重教育推進委員会の研修・研究機能を充実させ、全ての学校や地域社会全体において、個人の権利と義務に基づく人権尊重教育を推進します。

###### ② 教職員の人権尊重意識の向上

人権意識の理解・啓発を進めるとともに、人権課題に関する様々な研修会への参加を促し、教職員の人権尊重意識の向上を図ります。

###### ③ いじめの防止対策の充実【主な施策】

各学校にいじめ問題担当者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保護者や関係団体と連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。

##### 2 男女平等の推進

###### ① 男女共同参画プランの推進

男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することにより、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会の実現をめざし、男女共同参画プランを推進します。

###### ② 男女平等教育の推進

男女共同参画社会の形成を図るため、男女平等教育を推進します。

###### ③ 男女平等に基づいた社会教育活動等の推進

男女平等意識を啓発するための事業を実施するとともに、男女平等に基づいた社会教育活動等を展開します。

## 第2節 生涯学習社会の振興

### 《課題と基本方針》

市民の学習・交流の場づくりを始め、学習機会を提供するための各種講座等を実施しています。市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の更なる振興を図る必要があります。

このため、市内で高等教育や専門教育を受けることのできる機会の提供とともに、市民との協働によるまちづくり、地域づくりにつながる生涯学習を推進します。

国際化の推進については、平成10年に、マールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、中学生や市民レベルでの国際交流が活発化しています。

また、外国人登録者数も平成22年4月現在で、653人となっており、国際社会に対応した人づくり、仕組みづくりに取り組む必要があります。今後、更に国際姉妹都市交流や国際理解教育を進め、国際化に対応できる行政体制の充実と豊かな国際感覚を育むための取組を推進します。

### 《施策の方向》

#### 1 国際化の推進

##### ① 国際化推進体制の充実【主な施策】

国際化の推進を図るため、市民による国際化推進団体等との連携・協力を進めるとともに、行政内部の国際化推進体制の充実を図ります。

##### ② 外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進

外国語による生活情報の提供、外国人相談窓口の設置、ローマ字による道路標識等の設置、日本語講座の支援・充実、災害時の円滑な誘導、処置等を行う通訳ボランティアの登録など、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。

##### ③ 国際交流活動団体との連携強化と運営の支援

国際交流や国際協力を推進するため、市民や国際交流活動団体との連携を強化するとともに、団体の運営を支援します。

##### ④ 国際姉妹都市マールボロウ市との交流推進

国際姉妹都市であるマールボロウ市との一層の友好を深めるため、市民との協働による取組を進め、青少年の交流事業を継続するとともに、一般市民の交流や商工会などと連携した経済交流など、幅広い交流を推進します。

#### 2 生涯学習の推進

##### ① 生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」の推進【主な施策】

豊かな生涯学習社会の実現をめざして、体系的な推進体制組織づくりと系統的な事業の展開を図り、生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」を推進します。

② 生涯学習ボランティアの育成と活動支援【主な施策】

生涯学習の理念の一つである学習で得た知識や技能を活かして社会に還元し、自らもより自己を高め、豊かな生涯学習社会実現のために活動する生涯学習ボランティアを育成するとともに、その活動を支援します。

③ 生涯学習推進拠点施設の活用

学習活動の充実を図るため、中央公民館、あきる野ルピア、五日市地域交流センターなどの既存施設を生涯学習推進の拠点施設として活用します。

④ 多様化する学習ニーズに応じた学習機会の提供と充実

多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、関連機関との連携・協力や学習ボランティア等との協働により、内容の充実を図ります。

⑤ 民間教育事業者との協力関係の推進

豊かな生涯学習社会の実現のため、NHK学園との連携を図るとともに、大学などの民間教育事業者との協力関係を推進します。

⑥ 情報のネットワーク化の推進

生涯学習の総合的な推進を図るため、関連機関、市民団体等と情報の共有を図り、生涯学習情報のネットワーク化を推進します。

⑦ 在宅学習の環境整備の推進

障がい者や社会人が電子メール、インターネット等の電子媒体を利用して、市民カレッジ等の講座・教室の学習内容や資料を在宅のまま入手して学習に取り組めるよう、在宅学習の環境整備を推進します。

⑧ 生涯学習成果の活用促進

市民が学習や体験から学んだものを社会に還元できる循環型生涯学習の仕組みづくりに取り組み、生涯学習の成果の活用を促進します。

## 第3節 青少年の健全育成の推進

### 《課題と基本方針》

次代を担う青少年の育成に当たっては、青少年が様々な体験を通して人と人との関わりを深めながら、互いを認め合い、高め合う中で、心身の健康の増進を図ることが必要となっています。

また、青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。さらに、子ども・若者が社会的に自立できるような支援を行う必要があります。

児童館については、障がい児にも利用しやすく、青少年の活動の拠点的施設として地域に提供できるよう充実を図ります。

### 《施策の方向》

#### 1 学校での健全育成

##### ① 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒ゼロをめざし、適応指導教室の充実を図ります。

##### ② 学校教育相談等の充実

教育相談所に臨床心理士を配置し、小中学校の学校教育相談や子育て相談等を行うとともに、小中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、学校教育相談等の充実を図ります。

#### 2 地域や家庭での健全育成

##### ① 地域リーダーの育成

地域等において青少年健全育成活動の中心となって活動する地域リーダーの育成を進める団体に必要な支援を行うなど、将来、地域でリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

##### ② 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成に欠くことができない地域活動を行っている青少年健全育成団体やPTA等の団体を支援します。

##### ③ 子ども相談所事業の推進

子どもの悩みや親の悩みに対し適切な指導助言を行うため、各児童館で実施している子ども相談所事業を推進します。

##### ④ 子ども読書活動の推進【主な施策】

子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

⑤ 青少年の野外活動の推進

青少年が野外活動を通じて、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、青少年の野外活動を推進します。

⑥ 放課後子どもプランの推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点をつくるため、総合的な放課後対策として、放課後子どもプランを推進します。

⑦ 子ども・若者の社会的自立の支援の検討

子ども・若者の社会参加の促進やその他の活動を支援することにより、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるような支援策を検討します。

### 3 児童館の充実

① 児童館の充実【主な施策】

児童館は、障がい児にも利用しやすくするとともに、青少年の活動の拠点施設として地域に提供できるよう充実に図ります。

## 第4節 個性を生かす学校教育の充実

### 《課題と基本方針》

今後とも、社会の変化は激しさを増していくことが予想され、児童・生徒に生きる力を育むことをめざし、創意工夫を生かした教育活動を推進する必要があります。

市内には、公立小学校が12校、公立中学校が6校あり、地域の豊かな自然環境や人材を生かした教育活動を充実させ、各学校の実態に即した特色ある教育を進めています。また、私立の幼稚園が6園、小中学校が各1校あり、それぞれ特色ある学校づくりを進めています。

児童・生徒が生涯を通じて社会の変化に対応していけるよう、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実が求められています。このため、教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組めます。

戸倉小学校及び小宮小学校は、児童数が大きく減少しているため、教育環境の向上を図る観点から、小規模学校の解消に向けて取組を進めます。

### 《施策の方向》

#### 1 教育内容の充実

##### ① 教育基本計画の推進【主な施策】

教育に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、教育基本計画を推進します。

##### ② 特別支援教育の推進【主な施策】

特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別支援教育を推進します。

##### ③ 学力向上対策の推進

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進します。

##### ④ 環境教育の推進

郷土の豊かな自然環境との関わりを通して、自然に親しみを持ち、自然を大切にする心を育むとともに、地球環境の保全について考え、行動できるよう環境教育を推進します。

##### ⑤ 国際理解教育の推進

小学校高学年では、AET (Assistant English Teacher) 等を活用した外国語の体験活動を積極的に推進するとともに、総合的な学習の時間に位置付けることにより、国際理解教育を推進します。

⑥ 特色ある学校づくりの推進【主な施策】

学校評価、学校評議員制度等を活用して学校運営の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の充実を図り、地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進します。

⑦ 小中一貫教育の推進

子どもに対する一貫性のある指導を行うため、小学校と中学校の連携を重視した小中一貫教育を推進します。

⑧ 幼児教育の振興の支援【主な施策】

国や都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援します。

⑨ 学校図書館の機能の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、公共図書館との連携を図りつつ、学校図書館の機能の充実を図ります。

⑩ スポーツ・音楽等部活動の振興

部活動を通じて生徒の社会性の育成や個性の伸張を図り、心身ともに健全な生徒を育成するため、部活動外部指導補助員を配置するなどの環境を整備し、スポーツ、音楽等の部活動の振興を図ります。

⑪ 英語教育の充実と国際理解教育の推進

英語学習指導等に外国人の助手を起用し、英語教育の充実を図るとともに、国際化の進展に対応した国際理解教育を推進します。また、小学校高学年では、外国語の体験活動を積極的に推進します。

⑫ 友好姉妹都市宮城県栗原市の中学生との相互交流の充実

両市の生徒の親睦を図るため、友好姉妹都市（宮城県栗原市）の中学生との相互交流の充実を図ります。

## 2 教育環境の整備

① 小規模学校の解消に向けた取組

小規模学校である戸倉小学校・小宮小学校の児童の教育環境の向上を図る観点から、五日市小学校への統廃合など、小規模学校の解消に向けて取り組みます。

② 情報化社会に対応した教育環境の整備

情報機器の導入やコンピュータ教育を積極的に推進するなど、情報化社会に対応した教育環境の整備を図ります。

③ 校舎等の耐震化の推進【主な施策】

安全な教育環境を確保するため、小・中学校の校舎や体育館の耐震化を推進します。

- ④ 老朽化施設の計画的な改修の推進【主な施策】  
老朽化した小・中学校施設の改修を計画的に推進します。
- ⑤ 学校保健の充実  
各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。
- ⑥ 通学区域のあり方の調査研究  
道路の新設や土地区画整理事業等の社会状況の変化に対応するため、長期的な展望に立った通学区域のあり方を調査・研究します。
- ⑦ 通学区域の弾力的運用  
通学区域については、地域の実情や保護者の意向を考慮しながら、指定学校の変更や区域外就学等の弾力的な運用を図ります。
- ⑧ 子どもの安全確保の推進  
学校安全推進会議の開催、スクールガード・リーダーの配置等を行い、学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで子どもの登下校時等の安全確保を推進します。
- ⑨ 学校施設の計画的整備  
新しい学習指導要領に対応した施設整備やプール・校庭の整備など、学校施設の計画的な整備を推進します。
- ⑩ 良好な教育環境の整備  
特別教室の冷房化やトイレの洋式化など、良好な教育環境の整備を推進します。
- ⑪ 学校給食センターのあり方の検討【主な施策】  
学校給食センターについては、老朽化が進んでいることから、そのあり方について検討を進めます。

## 第5節 社会教育推進体制の整備

### 〈課題と基本方針〉

生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、生涯学習・社会教育の充実を図る必要があります。

中央公民館、あきる野ルピア等では、市民団体が活発に諸活動を展開していますが、その活動へ専門的な助言を行える人材の育成が必要となってきました。

図書館については、市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の充実を図るため、近隣自治体の図書館等との連携を推進するとともに、電子化された情報への対応や通常の方法では読書が困難な方への対面朗読サービス等により、いつでも・どこでも・誰もが学び、求める情報が活用できる体制の整備を進めます。

また、歴史、文化、自然等に関する郷土資料を収蔵・展示する郷土館や考古館の活用を促進することや文化財の指定、保存・保護が課題となっています。

### 〈施策の方向〉

#### 1 社会教育の拠点整備

##### ① 図書館地区館の整備

老朽化している図書館地区館の耐震化など、施設の整備を図ります。また、これに併せて、障がい者の利便性が向上するよう、バリアフリー化を推進します。

##### ② 生涯学習活動等の支援

生涯学習の推進を図るため、社会教育関係団体が実施する生涯学習活動等を支援します。

##### ③ 専門的な指導・助言

生涯学習・社会教育活動をより計画的・継続的・効果的に行うことができるよう、専門的な指導・助言を行います。

##### ④ 図書館の広域的連携の推進

市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館、大学図書館等との広域的連携を推進します。

##### ⑤ 図書館の電子情報提供の推進

図書館の利便性を向上させるため、図書資料のICタグ化を進め、利用者用パソコンの設置やCD-ROM等の電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット等を活用した電子情報提供を推進します。

##### ⑥ 障がい者等への図書館サービスの向上

視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。

⑦ 図書館ボランティアの育成

視覚障がい者への音訳、幼児に対する読書導入事業（おはなし会）等、図書館サービスの拡大を図るとともに、その活動の場を提供することにより、図書館ボランティアを育成します。

⑧ 地域・行政資料の充実

市民の調査研究等に資するため、地域・行政資料の充実を図ります。

⑨ 地域資料の電子データ化による情報提供と活用の促進 【主な施策】

寄託された五日市憲法草案を始めとする地域資料は、電子データ化による情報提供を進め、その活用を促進します。

## 2 文化財の保護

① 旧市倉家住宅の保存・活用 【主な施策】

指定文化財である旧市倉家住宅は、茅（かや）のふき替え等の計画的な改修を行い、後世に永く保存するとともに、古民家に関する講座など、生涯学習の場として活用します。

② 郷土資料の収蔵施設の充実

増大する出土文化財、遺跡調査資料とともに、寄託・寄贈された化石や民具等の郷土資料の適正な保存管理を行うため、収蔵施設の耐震化と設備の充実を図ります。

③ 指定文化財の修復事業等の支援

指定文化財を後世に永く保存するため、市民や民間団体が所有する文化財の修復事業や無形文化財の記録作成、保存伝承事業等を支援します。

④ 郷土資料の管理体制の充実

収蔵・展示資料の迅速な情報提供やインターネットを利用した積極的な情報提供を推進するため、コンピュータによる資料のデータベース化など、郷土資料の管理体制を充実します。

⑤ 収蔵資料の充実

生涯学習や学術資料の充実を図るため、建造物、伝統芸能、伝統技術、自然、景観等の市内に現存する文化的、郷土的な遺産を調査するとともに、映像や書籍として記録保存するなど、収蔵資料の充実を図ります。

⑥ 関連施設との連携の充実

考古館、郷土館、図書館における収蔵図書の情報共有など、関連施設との連携の充実を図ります。

⑦ 文化財の保護と啓発活動の推進

市指定文化財の指定理由などの説明板を整備し、身近な歴史・文化の情報提供をするなど、文化財の保護及び啓発活動を推進します。

⑧ 古文書（地方文書）の代替保存等の推進

市民等が保有する地方文書（じかたもんじょ）の保存と活用を図るため、整理、解読、目録作成を進めるとともに、代替媒体への記録、保存を推進します。

⑨ 収蔵考古資料の展示公開等の充実

収蔵考古資料の整理と復元を進め、展示公開の充実を図ります。

## 第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

### 《課題と基本方針》

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供することが求められています。

文化の創造・交流の場としては、秋川キララホールやアートスタジオ五日市などがあります。また、健康づくり・生きがいづくりのためのスポーツ・レクリエーション施設としては、野球場、少年野球場、テニスコート、運動場・球技場、体育館、プールがあり、各施設で活発な活動が行われています。

これらの施設が安全で快適に利用できるよう維持管理を充実させるとともに、各種教室・大会等の開催などによる活動の促進、あるいは指導者の育成や体制整備を進め、市民活動の活性化を図ります。さらに、平成25年には、スポーツ祭東京2013（東京多摩国体）が開催され、本市ではソフトボール競技（少年女子）と自転車競技（ロードレース）が行われるため、競技場の整備とともに大会運営に取り組みます。

また、様々な郷土学習ニーズに応えるため、市内に数多く存在する貴重な文化財の研究、保管、展示などを行います。

### 《施策の方向》

#### 1 芸術文化の振興

##### ① 常設展示や企画展示の充実

五日市郷土館と二宮考古館では、定期的に展示内容を変更するなど、常設展示を充実するとともに、歴史、民俗、自然等の企画展示を充実します。

##### ② 文化、レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施設である社会教育施設の充実を図ります。

##### ③ 若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進

アーティスト・イン・レジデンス事業の実施により、若手芸術家の育成や市民との芸術交流を促進します。

##### ④ 公民館事業の充実

公民館では、音楽、絵画、舞踊等の芸術鑑賞の機会や芸術文化の学習機会の提供、家庭教育学級・寿大学などの主催事業の充実を図るとともに、何かを学びたい、活動したい人に対する仲間づくりの支援や市民による各種サークル活動の支援を行います。

##### ⑤ 秋川キララホールの利用促進

秋川キララホールは、市民要望や施設の特徴を活かした主催事業を開催するとともに、あきる野らしい芸術文化活動に取り組み、積極的に発信をします。また、利便性の向上と利用の拡大を図り、子どもから高齢者まで日頃練習している音楽、演劇等の成果を発表する場として利用促進を図ります。

## 2 郷土学習の振興

### ① 郷土学習の場の充実

歴史・民俗・習慣・生活・自然など、幅広い分野の様々なテーマで、講習会、講演会、見学会、展示会などを開催し、郷土学習の場の充実を図ります。

### ② 郷土資料の充実

歴史・民俗・自然など、様々な郷土学習ニーズに対応する調査研究を推進し、その成果を生涯学習の資料や学校教育の副読本に活かすとともに、研究発表等により発信するなど、地域の貴重な資源の活用と身近で利用しやすい郷土資料の充実を図ります。

## 3 スポーツの振興

### ① スポーツ振興基本計画の策定

スポーツ振興施策を体系的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興基本計画を策定します。

### ② スポーツ祭東京2013（東京多摩国体）の開催

平成25年に開催されるスポーツ祭東京2013（東京多摩国体）を成功させるため、ソフトボール競技（少年女子）と自転車競技（ロードレース）を開催するとともに、全国から訪れる選手団、応援団等を市全体で迎える機運を醸成し、円滑な大会運営を進めます。

### ③ 体育館設備の充実

最新の体育機器を導入するなど、体育館の設備の充実を図ります。

### ④ 多様なスポーツ教室の開催

親子で楽しむスポーツ教室、高齢者向きスポーツ教室、ニュースポーツの普及など、多様なスポーツ教室を開催します。

### ⑤ 各種スポーツ活動組織の育成

スポーツフェスティバルや団体懇談会の開催など、活動の場を提供することにより、あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ「アスポルト」を始めとする各種スポーツ活動組織の育成を図ります。

### ⑥ 屋外体育施設の整備

屋外体育施設は、老朽化した設備の改修を行うとともに、市民の要望に沿った整備を推進します。

## 第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～（行財政分野）

### 第1節 財政運営の健全化

#### 《課題と基本方針》

市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入の低迷とともに、「三位一体の改革」による地方交付税の交付総額の縮減などによる財源不足の状態が続いており、厳しい状況にあります。このような状態が続けば、新たな施策の実施はもとより、市民サービスを現行の水準に維持することが困難になる事態も予想されます。

今後、地方分権や高齢社会が進む中、市民要望に的確に対応していくためには、財政の健全化が緊急の課題になっています。

このような状況を踏まえ、市では、行政力の強化を早急に講ずる必要があることから、平成20年度を「行政改革元年」と位置付け、行政改革の取組を進めており、平成22年3月に策定した「第2次あきる野市行政改革推進プラン」に基づき、強固で弾力的な財政体質を確立するため、財政の健全化へ向けた取組を推進します。

#### 《施策の方向》

##### 1 計画的な財政運営

###### ① 財政健全化の推進【主な施策】

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、強固で弾力的な財政体質を確立します。

##### 2 財源の確保

###### ① 自主財源の確保に向けた取組【主な施策】

不用財産の処分や有料広告の拡大を図るとともに、寄附を活用したまちづくりを進めるなど、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

###### ② 課税客体の適正な把握と収納率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納整理を強化し、収納率の向上に取り組みます。

###### ③ 計画的な産業立地の誘導【主な施策】（再掲）

税収の確保、関連産業や地域の活性化等の観点から、東京都と連携して秋川高校跡地への企業立地を進めます。

###### ④ 寄附を活用したまちづくり

寄附を通して市政に対する関心や参加意識を高め、市民を始めとする不特定多数の方の参加によるまちづくりの仕組みとして持続的に機能させるため、寄附を活用したまちづくりを推進します。

### 3 事務経費の合理化

#### ① 事務事業の見直し【主な施策】

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したもの等は見直しを行います。

#### ② 民間委託化の推進【主な施策】

住民サービスの向上や経費の削減、業務の効率化等の観点で、民間のノウハウが活用できる事務事業については、民間委託化を推進します。

#### ③ 学校給食センターのあり方の検討【主な施策】（再掲）

学校給食センターについては、老朽化が進んでいることから、そのあり方について検討を進めます。

#### ④ 受益者負担の適正化

使用料、手数料については、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

#### ⑤ 補助金・負担金のあり方の検討

補助金は、その課題と改善余地を調査し、対象者の活動を把握することにより、限りある財源で最大限の効果を生むよう、そのあり方を検討します。また、負担金は、その団体の活動等を検証した上で、継続加入の必要性を検討します。

### 4 適正な資産管理

#### ① 未利用地等の利活用の推進

普通財産における未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を行うとともに、売却情報等を公表することなどで売却、貸付け等を推進します。

#### ② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計画書、資金収支計算書の財務書類4表）を活用した行財政運営を進めます。

#### ③ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社については、土地開発公社の経営の健全化に関する計画（健全化計画）に基づき、公社の解散を前提にしつつ、保有する土地の処分等により簿価総額の縮減に努め、抜本的な経営健全化に取り組みます。

#### ④ 第三セクターの適正運営

株式会社秋川総合開発公社と新四季創造株式会社の第三セクターについては、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

## 第2節 行政体制の効率化

### 《課題と基本方針》

市民サービスの中核施設として機能する庁舎については、窓口サービスの向上や事務事業の整理合理化などにより、窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化を図り、住民の利便性の向上と効率的な行政運営に努めます。

また、行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で、行政の情報化は有効な方策であることから、ブロードバンドサービス等、高度化する情報通信技術の進歩に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。今後も、情報システムやネットワークを活用し、住民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。

公共施設については、既存施設の有効活用や公共施設間の連携等を図りながら少子・高齢化など時代の要請の変化への対応も求められています。また、施設を整備する場合においては、多角的な検討による重点化、広域的観点からの調整、民間活力の活用などを図る必要があります。

このようなことから、施設の有効活用の視点を反映した長期修繕計画を策定し、適切な修繕等を行うことにより、建物の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減を図ります。また、指定管理者におけるモニタリング手法を確立するなど、公の施設の管理運営の充実を図ります。

一方、近年の社会環境は複雑多様化しており、これまでの想定を超えるような自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件など、市民生活を脅かす危機の発生が懸念されます。このような危機に迅速・的確に対応し、市民の安全・安心を確保するため、危機管理体制を整備します。

### 《施策の方向》

#### 1 情報化の推進

##### ① 行政サービスの向上と効率化

市役所庁内のイントラネットの整備とともに、庁舎と出張所間の情報通信網や電子メール等の活用により、行政サービスの向上と効率化を図ります。

##### ② 地域情報化計画の推進

市民参加や民間、NPO等との協働等により地域情報化計画を推進するとともに、国等の情報化施策を踏まえた取組を推進します。

##### ③ 地域イントラネットの活用

地域連携・交流の創出と行政サービスの向上を図るため、地域イントラネットを活用した地域情報の共有と情報の受発信等の方策を推進します。

##### ④ 公共施設の予約・案内システム等の拡充

市民サービスの向上と行政の効率化を図るため、公共施設の予約・案内システム等を拡充します。

## 2 施設管理の合理化

### ① 庁舎の有効利用の推進

庁舎は、市民に開かれた市民サービスの中核施設として機能するよう、有効利用を推進します。

### ② 施設の有効利用の推進

公共施設において良好なサービスを提供するため、利用者の推移や維持管理経費等の状況を把握するとともに、利用者の声を分析し、民間施設の活用も視野に入れて、統廃合を含めた施設の有効活用を推進します。

### ③ 施設の総合的管理の推進【主な施策】

建物の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減等を図るため、施設の有効活用の視点を反映した長期修繕計画を策定し、適切な時期に適切な修繕を行うなど、施設の総合的な管理を推進します。

### ④ 指定管理者制度の充実

公の施設を管理する指定管理者のモニタリング手法を確立するとともに、利用者アンケートの結果を施設の運営に反映させるなど、指定管理者制度の充実を図ります。

### ⑤ 公共サービスの利便性向上【主な施策】

市民等の視点に立った利用しやすく快適な環境を提供するため、公の施設などの施設サービスや住民票の交付などの公共サービスについては、利用者の声を反映させる仕組みを設け、利便性の向上を図ります。

## 3 危機管理体制の整備

### ① 危機管理体制の整備【主な施策】

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備します。これにより、緊急時はもとより平常時においても組織や職員の危機意識の向上を図るとともに、職員一人一人の危機管理能力を高め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

## 第3節 組織・人事体制の活性化

### 《課題と基本方針》

様々な社会経済情勢の変化に伴い、市民のライフスタイルや行政に対する要望は、多様化・高度化しており、今後も、その傾向が続くことが予想されます。

また、平成22年6月の「地方主権戦略大綱」は、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくるとし、補完性の原則に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としています。このように、これまで以上に、基礎的自治体自らの裁量と責任による施策展開が必要になります。

さらに、厳しい財政状況の中、自立した都市として行政運営を進めていくためには、市民の要望や地方分権に的確に対応できるよう、行政力の強化を図る必要があります。

このようなことから、少数精鋭主義による組織の簡素化や定員の適正化、任用制度の適正な運用等により、組織体制や人事体制の活性化を図ります。

また、市政の担い手である職員一人一人が分権時代の担い手にふさわしい広い視野と高い政策形成能力をもつことができるよう、人材の育成に取り組みます。

### 《施策の方向》

#### 1 組織・機構の合理化

##### ① 簡素で効率的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、簡素で効率的な組織の見直しを行います。

##### ② コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化の推進

意思決定の正確化や迅速化を図るため、コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化を推進します。

#### 2 人事の合理化

##### ① 人事の活性化【主な施策】

任用制度等の運用により、人事の活性化を推進します。

##### ② 定員適正化の推進

年齢層のバランスを図りながら適正な職員定数の組織づくりを行うため、定員の適正化を推進します。

##### ③ 職員研修の充実

地方分権の進展に対応し、行政運営の一員としての意欲をもった職員を育成するため、職員研修を充実します。

## 第4節 市民参加の推進

### 《課題と基本方針》

市政運営への市民参加の気運の高まりとともに、市民と密接に関わる基礎的自治体として市民の要望を的確に把握し、施策に反映させることが求められています。

このような中、平成20年12月に旧町村単位の7地区で設立された防災・安心地域委員会は、町内会・自治会とともに協働のまちづくりの要として機能しています。また、民間のボランティア活動も活発化しており、これら市民活動を市政に活用する仕組みをつくる必要があります。

このようなことから、情報公開の推進や広報広聴の充実を図り、市民と行政が互いに果たすべき役割を確認しあいながら、役割分担を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していきます。

### 《施策の方向》

#### 1 市民活動の推進

##### ① 協働のまちづくりのあり方の構築【主な施策】

市民と行政の役割と責務を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していくため、そのあり方を構築します。

##### ② 地域組織の充実の支援【主な施策】

町内会・自治会等における自治意識の高揚を図るなど、地域組織の充実を支援します。

##### ③ 市民組織との連携・協働【主な施策】

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会を始めとする様々な市民組織と公的機関、民間団体等との連携・協働を図ります。

##### ④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

#### 2 透明性の向上

##### ① 市政情報の共有化【主な施策】

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図ります。

##### ② 広報の充実

市広報紙の内容を充実するとともに、ホームページや携帯サイトにより、市民ニーズに対応した情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙制度の活用や地域懇談会の実施により、直接市民の意見を聴く場の充実に  
を図るとともに、市民満足度調査などの実施により、広聴の充実に努めます。

## 第5節 広域行政の推進

### 《課題と基本方針》

近年、市民の生活圏は市域を越えて、大きく広がっています。また、地方分権時代となり、地域のことは地域で責任をもつ社会となっています。このような中、様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全や防災対策、都市基盤の一体的な整備など、市域を越える広域的な取組に関する政策課題が増えてきています。

このような広域的な課題についても、柔軟かつ効率的に対応できるよう、周辺の市町村とともに「西多摩地域広域行政圏協議会」を設け、また、「秋川衛生組合」「西秋川衛生組合」「阿伎留病院組合」「秋川流域斎場組合」「東京市町村総合事務組合」「東京都三市収益事業組合」「多摩地域農業共済事務組合」などの一部事務組合を構成しています。

また、交流人口の更なる増加を図るとともに、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくためには、市域を越えた市民活動や交流を促進する必要があります。

このようなことから、近隣自治体との連携と協力を強化し、機能分担や共同事業の充実を図り、市民サービスの向上に努めていきます。

### 《施策の方向》

#### 1 広域行政の強化

##### ① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会、秋川流域開発振興協議会等の広域的組織の連携を強化します。

##### ② 広域的な防災対策の推進

災害発生に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実するなど、広域的な防災対策を推進します。

#### 2 関係自治体との連携

##### ① JR五日市線複線化促進協議会の構成団体と連携【主な施策】

JR五日市線の複線化に向け、利便性の向上や輸送力の強化等を促進するため、JR五日市線複線化促進協議会の構成団体と連携を図ります。

##### ② 公立病院の役割の充実

西多摩医療圏の公立病院の連携を強化し、公立病院としての役割を充実します。

##### ③ 圏央道・幹線道路の早期整備に対する関係自治体との連携

広域的な交通ネットワークを構築し、地域間交流や業務機能の誘導を促進するため、圏央道や幹線道路の早期整備について、関連自治体と連携を図ります。

##### ④ 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発（再掲）

あきる野市、日の出町及び檜原市の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。

⑤ 秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の整備に係る関係自治体との共同要請  
(一部再掲)

市内外の観光レクリエーションの振興を図るため、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の遊歩道やトイレなどの整備について、関連自治体と共同で要請します。

⑥ 河川水質の維持管理に係る関係自治体との連携 (再掲)

河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して取り組みます。

⑦ 姉妹都市、友好都市との交流の充実 (一部再掲)

友好姉妹都市栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。

⑧ 区部の自治体との連携強化

「みなと区民の森」や「新宿の森あきる野」の取組を行っている区部の自治体等との更なる連携を図ります。